

令和3年度 地域農業活性化支援事業補助金 評価表 NO. 26

所管部課名	農政課	担当者	間淵					
事業費名称	集落営農組織等支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金交付要綱・地域農業活性化支援事業補助金実施要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和3年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	3,000千円	3,000千円	千円					
	千円	千円	千円					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	補助金の交付件数(人/年)	11	令和8年度					
成果指標②	集落営農組織数	13	令和8年度					
補助対象者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、3戸以上の農業者団体等							
補助対象経費	①集落営農組織の設立、育成に関する経費 ②耕作放棄地の解消に係る経費 ③農業基盤(農地、農道、用排水路)の維持・補修に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	耕作放棄地の解消や未然防止活動、農道・水路等の維持修繕、集落営農や営農組織の設立に向けた取組に必要な経費の一部を助成する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	事業費の3/4以内(上限30万円以内 ※農福連携は上限20万円以内)							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3カ年 の事業 決算状 況等の	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	513,407	46.1%	770,569	33.0%	1,072,992	34.7%
		自己負担	513,407	46.1%	770,569	33.0%	1,072,992	34.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	600,000	53.9%	1,568,000	67.0%	2,017,000	65.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	1,113,407	100.0%	2,338,569	100.0%	3,089,992	100.0%	
	支出	事業費	1,113,407	100.0%	2,338,569	100.0%	3,089,992	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%	
計	1,113,407	100.0%	2,338,569	100.0%	3,089,992	100.0%		
支出計/前年度支出計				210.0%		132.1%		
自己資金/前年度自己資金				150.1%		139.2%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	2		6		9			
成果指標の推移①	2		6		9			
成果指標の推移②		13		13		13		
特記すべき事項等	【前回評価】 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】農業委員会総会や認定農業者会等において事業の照会を行っている。 【費用対効果】地域が抱える喫緊の課題解決を迅速に行える取組として効果は高い。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】令和3年度では、農福連携による農地の活用メニューを追加し実施する。							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	農村地域では高齢化が進み、農業が衰退してきている。その中において、地域の担い手農家の果たす役割は大きく、集落営農組織も含め育成を図る上から妥当であると考ええる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	本市の農業地帯の大部分が中山間地であるほか、近年の機械の大型化等で営農困難な農地が多く、労力軽減や作業の効率化、また農地の有効活用を図るためには、本事業を活用した支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	地域の喫緊の課題である耕作放棄地の解消や水路等の環境整備等を迅速に解決できる事業であり、農業者ニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農家個人の管理や経営に影響するものであるとともに、農家の自助努力を促すためにも、行政による支援が必要である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	兼業農家や、高齢農家への支援が望めなくなっている中、これらの農家も、地域農業の重要な一角を担っていることから、当該補助金を通じた支援が必要である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助率は、農家が補助金に依存した経営とならず、自助努力による喚起を促すものであり、また経営を圧迫するものとはならないよう設定しており、妥当であると考ええる。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 地域の喫緊の課題である耕作放棄地の解消や農道・水路の維持補修等に取り組める事業であることに加え、農福連携による農地の有効活用や労働力の確保にもつなげていく。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 地域農業の課題解決に求められる情報を農家等から収集し、事業の必要性や効果等を分析することで、更なる事業の改善と将来を見据えた拡充に繋げていく。		≪まとめ≫

地域農業活性化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる地域農業活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し市税等の滞納がない者に対して交付する。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 地域が抱える農業基盤の維持、改善のために積極的に取り組み、持続的な地域農業の発展を目指す者であること。
- (3) 第5条第1項の規定による市長の承認を受けた事業実施計画書に基づき補助事業等を実施しようとする農業者3人以上で組織する団体、又は、農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に4分の3を乗じて得た額以内とする。ただし、30万円を上限とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる取組活動に要する経費について交付する。

- (1) 集落営農組織の設立、育成に係る経費
- (2) 耕作放棄地の解消又は景観作物の栽培に係る経費
- (3) 農業基盤（農地、農道、用排水路）の維持・補修に係る経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(実施計画書の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する前までとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類

(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について当該事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る活動写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書または請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 集落営農組織育成や農村環境維持・保全に取り組む組織数

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年12月27日から施行する。